水利関係協議報告書について

「水利関係協議報告書」とは、水路使用物件(当該工事等)が水利等に支障が無いかどうか 等について水利組合(農会等)へ工事計画等を説明した内容を文書で添付するものです。

- ◎水利関係協議報告書の提出が必要な申請
- ○通路橋新設 ○雨水排水管接続 (新設) ○地下水放流接続 ○水路改築工事
- ○仮設足場設置(水面使用物件、土居敷使用物件)等には提出は必要。
- ◎水利関係協議報告書の提出が不要な申請
- ○既設通路橋 ○水路の下越し管 ○架空線
- ○仮設足場設置(上空 概ね2m以上)等は提出は不要。
- ◎ 施工方法によって、提出の有無が不明な場合は、水路治水課まで お問い合わせください。 (市役所第2庁舎10階 TEL35-3751)
- ◎協議先である水利組合・農会の照会については農政課または、水路治水課へ、 詳細については、

農政課(市役所第2庁舎11階 TEL34-8481)へ問い合わせてください。